

○菊川市手数料条例(抜粋)

平成17年1月17日  
条例第67号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、特定の者のためにする事務について徴収する手数料は、別に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(徴収すべき事項及び金額)

第2条 手数料を徴収する事項及びその金額は別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

以下省略

別表第3(第2条関係)

区 分	手数料(1件につき)		
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく開発行為の許可申請	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	0.1ha未満 8,600円	
		0.1ha以上0.3ha未満 22,000円	
		0.3ha以上0.6ha未満 43,000円	
		0.6ha以上1.0ha未満 86,000円	
		1.0ha以上3.0ha未満 130,000円	
		3.0ha以上6.0ha未満 170,000円	
		6.0ha以上10.0ha未満 220,000円	
		10.0ha以上 300,000円	
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為		0.1ha未満 13,000円
			0.1ha以上0.3ha未満 30,000円
			0.3ha以上0.6ha未満 65,000円
			0.6ha以上1.0ha未満 120,000円
			1.0ha以上3.0ha未満 200,000円
			3.0ha以上6.0ha未満 270,000円
			6.0ha以上10.0ha未満 340,000円
			10.0ha以上 480,000円
	その他の目的で行う開発行為		0.1ha未満 86,000円
			0.1ha以上0.3ha未満 130,000円
			0.3ha以上0.6ha未満 190,000円
			0.6ha以上1.0ha未満 260,000円
			1.0ha以上3.0ha未満 390,000円
		3.0ha以上6.0ha未満 510,000円	
		6.0ha以上10.0ha未満 660,000円	
		10.0ha以上 870,000円	
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可申請	次に掲げる額を合算した額。 ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。 ア 開発行為に関する設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(イに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積)に応じ開発行為許可申請の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額 イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法(昭和43年法律第100号)第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ開発行為許可申請の項に規定する額に応じ開発行為許可申請の項に規定する額 ウ その他の変更については、10,000円		

別表第3（第2条関係）

区 分	手数料（1件につき）
都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請	46,000円
都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請	26,000円
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請	1,700円
承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha未満のものである場合	2,700円
承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は、自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha以上のものである場合	17,000円
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	用紙1枚につき470円